

## 岸和田市中小企業振興条例

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業が岸和田市の地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策の基本方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民の役割等を明らかにすることにより、中小企業の健全な発展を図り、もって就労機会の増大、市民生活の向上及び活力ある岸和田の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (2) 市内中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもので市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 市内中小企業者以外の事業者で市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 経済団体等 商工会議所その他の市内における商業又は工業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会をいう。

### (基本理念)

- 第3条 中小企業の振興は、第1条に規定する目的のために推進されなければならない。
- 2 中小企業の振興は、市内中小企業者の自主的な努力及び創意工夫によることを基本として推進されなければならない。
  - 3 中小企業の振興は、市、市民、事業者及び経済団体等の協働により推進されなければならない。
  - 4 中小企業の振興は、地域の自然、歴史並びにだんじり祭りその他の伝統及び文化を観光資源として活用すること、並びにこれらの伝統及び文化を継承する人材の保護及び育成を基本として推進されなければならない。

### (市の責務)

- 第4条 市は、基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策(以下「振興施策」という。)を策定し、推進するものとする。
- 2 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。
  - 3 市は、振興施策の推進に当たり、国、大阪府その他の地方公共団体及び大学その他の機関との連携及び協力に努めるものとする。
  - 4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透

明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、市内中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

( 振興施策の基本方針 )

第5条 市は、振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 市内中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化の促進
- (2) 中小企業の創業及び新たな事業の創出の促進
- (3) 地域の特性を生かした新商品及び新技術の開発の促進
- (4) 技術及び技能の向上を目的とした人材の育成の促進
- (5) 市内中小企業者の組織化の促進及び経済団体等の育成

( 市内中小企業者の努力 )

第6条 市内中小企業者は、経済的、社会的な環境変化に応じて、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

- 2 市内中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成及び従業員の福利厚生の充実その他の雇用環境の整備に努めるものとする。
- 3 市内中小企業者は、経済団体等に参加するよう努めるとともに、経済団体等が行う活動及び振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 市内中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

( 大企業者の努力 )

第7条 大企業者は、経済団体等に参加するよう努めるとともに、経済団体等が行う活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済において果たす役割の重要性を理解し、振興施策に協力するよう努めるとともに、市内中小企業者との共存共栄を図るよう努めるものとする。
- 3 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

( 経済団体等の努力 )

第8条 経済団体等は、中小企業の振興が地域経済において果たす役割の重要性を理解し、振興施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 経済団体等は、その加入する事業者の自主的な努力及び創意工夫を支援する活動を行うとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

( 市民の理解及び協力 )

第9条 市民は、中小企業の振興が地域経済において果たす役割の重要性を理解し、地域における中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗を設置しようとする者の努力)

第10条 市内において大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置しようとする者は、当該設置しようとする場所の地域に係る経済団体等が取り組む地域のまちづくり活動への参加及び協力について、あらかじめ市長と協議するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。